

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

## 原告準備書面（6）要旨

### 一文書・情報の「不存在」を理由とする不開示決定による 損害賠償請求（第2事件・第1事件）についての原告の主張

2025年5月16日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 大山 勇 一

本準備書面では、第2事件の任命拒否された原告6名が不開示決定によって被った損害、及び第1事件の法律家原告166名が同じく不開示決定によって被った損害について、いずれも国家賠償請求の要件を充たし、被告国は損害賠償の義務を負うことを述べます。

#### 1 第2事件における国家賠償請求

##### （1）国賠法上の違法性

保有個人情報開示請求権は、憲法13条で保障された自己情報コントロール権であって、個人の人格的自律に不可欠な権利です。したがって、保有個人情報の開示請求がなされた際、担当公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不開示処分の判断を行った場合には当該公務員の行為は国家賠償法上、違法の評価を受けます。

本件任命拒否のような重要かつ異例の意思決定については、これに関わる行政文書が作成・保存され、保有されていることが強く推認されます。それにもかかわらず、不開示決定をしているのですから、国賠法上の違法性は優に認められます。本件不開示処分は、任命拒否に対する国民の批判から政権を守るために原告らの人格権を犠牲にしたものであることも推認できます。

## (2) 被害実態

原告らは政府から理由も示されることなく任命拒否されたことから、いわれなき誹謗中傷を受けるなど、研究者・専門家としての人格権を否定されるような事態に遭遇しました。行政文書が開示されて任命拒否の理由が明らかになれば誹謗中傷に反論することができた可能性がありますし、個人情報訂正や利用停止などを求めることができ、被害回復を一定程度果たすことができたでしょう。

しかし、不開示処分がなされたことから、日本学術会議法の定める「優れた研究又は業績がある科学者」ではないとの烙印を押されてしまいました。さらに政府が「国民に対して責任を負えない場合には・・・任命を拒否できる」と答弁したことから、原告らは「国民に対して責任を負えない者」として、何らかの不祥事や公安警察上警戒されている人物ではないかといった印象を植え付けることとなりました。さらに政府が拒否理由について「人事のことなので答えは差し控える」と述べたことは、欠格事由があることをあたかも「庇う」かのような印象をも植え付けました。

本件任命拒否はテレビ・雑誌、ネットニュースなどで広く報道され、一般社会の大きな関心事になり、政府答弁も報道されました。それだけに原告らの被った誹謗中傷は広範囲に及び、中にはこうした誹謗中傷は研究機関や学生らにも向けられました。こうしたことが原告らを精神的に重大な精神的苦痛を与えました。

(3) 学問の自由の保障の下に学問・研究活動を行う研究者・専門家としての人格権の侵害

原告らは学問の自由の保障の下で学問・教育を業として、学問・教育の分野で人格形成を行ってきましたので、自己の研究分野への評価に関する行政文書がいかなる内容であるかは研究者・専門家として死活的に重要な情報です。

したがって、自己の研究分野への評価に関する情報の開示を受け、訂正し、利用停止を求めることは、原告らの研究者・専門家としての人格権にとって不可欠な権利利益であって、本件では、原告らの研究者・専門家としての人格権が侵害されたと言えます。

(4) 原告らの損害

原告らの受けた被害は広範かつ深刻なものです。時間の関係でその一端だけ述べます。

ア 原告芦名定道

原告芦名の任命拒否の理由については、様々な憶測やデマが流れました。原告芦名は任命拒否の判断材料となった情報がどのように集められたか分からない不気味さと不安にさいなまされ、任命拒否から4年以上経過した現在においても精神的苦痛は続いています。

イ 原告宇野重規

原告宇野の任命拒否の理由が明らかにされなかったことから取材が殺到し、原告宇野は精神的余裕がなくなり、自分の研究者人生が終わってしまうのではないかと思うほどの不安に陥りました。原告宇野の亡父と安倍元首相の関係をめぐる憶測記事など誹謗中傷も多くなされました。

ウ 原告岡田正則

原告岡田の任命拒否の理由が明らかにされず、政府が拒否対象者に欠格事由があるかのような口ぶりで説明を拒んだことから、悪質な中傷が横行しました。またゼミのホームページなどへ悪質な書き込みも現れ、学生まで巻き込んでし

まったことに教育者として耐えがたい精神的苦痛を感じました。

エ 原告小澤隆一

原告小澤の任命拒否の理由が明らかにされなかったことから、周囲からその理由を問われ、確定的にその理由を答えることができませんでした。科学者として客観的な根拠を提示して任命拒否の理由を説明できないことがいまでも続いていることが最大の精神的苦痛です。

オ 原告加藤陽子

原告加藤陽子の任命拒否の理由について政府が説明を拒んだことから、あたかも原告加藤に拒否される理由があり庇っているかのように受け止められ、研究者としての人格権を傷つけられました。また、原告加藤の情報が別人のものと混同されている可能性が高いにもかかわらず、訂正できないことでも苦しめられました。

カ 原告松宮孝明

原告松宮の任命拒否の理由が明らかにされず、自身の知らないところでSNSによる誹謗中傷が生じました。原告松宮は任命拒否の理由が開示されないことに不安を感じ、また自分の知らないところで個人情報を集めている政府機関があるのではないかという不気味さを感じました。

以上のとおり、原告らはそれぞれ、理由のわからない任命拒否によって研究者として大きな精神的苦痛を被っていたところ、本件不開示決定により、その状態が何ら改善されず、現在も継続していることによって、その精神的苦痛は著しいものとなっています。

(5) 損害額

上記の精神的損害を金銭に換算するならば、原告ら一人につき少なくとも100万円の慰謝料が相当です。

(6) 不開示処分の違法性が認められなかった場合

仮に文書は不存在だとして本件不開示処分の違法性が認められなかった場合

についてですが、担当公務員が文書を作成せず、あるいは廃棄して保存しなかったとすれば、公文書管理法に違反して、極めて悪質な隠ぺい行為をおこなったと言えることから、国賠法上の違法が認められます。

初めから文書を作成せず、また廃棄した行為は、原告らが任命拒否された理由を知る機会を永久に奪い、自己情報コントロール権を完全に喪失させるという点で、権利侵害の度合いは著しく高いと言えます。

この場合でも、原告ら一人につき少なくとも100万円の慰謝料が相当です。

## 2 第1事件における国家賠償請求

### (1) 国賠法上の違法

国民がさまざまな情報に接し摂取する自由は、表現の自由を保障している憲法21条1項の規定の趣旨・目的から派生原理として導かれるものです。したがって情報公開法に基づいて開示請求をした開示請求者が理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益は国賠法上の保護の対象となります。

それゆえ、開示請求を受けた担当公務員は、情報公開法の規定に従って適切に処理すべき職務上の注意義務を負い、それに違反する場合には国賠法上違法となります。

本件においても、前述するとおり、文書の存在が強く推定されるにもかかわらず、不開示処分としたのですから、極めて重大かつ悪質な違法行為であり、国賠法上違法となります。

### (2) 損害

原告らは、史上初めての任命拒否という政府の重要かつ異例の判断の理由について、正確に把握して現在及び将来の政策に結び付けていくということこそが民主主義に資するという信念を有しています。このような原告らの知る権利は厚く保障されるべきですが、不開示決定によりその権利が侵害されました。この精神的損害を金銭に換算するならば、原告一人当たり少なくとも1万円の慰謝料が相当です。

(3) 不開示処分の違法性が認められなかった場合

仮に本件不開示処分の違法性が認められなかった場合についてですが、前述のとおり、政府は極めて悪質な隠ぺい行為をおこなったと言えることから、国賠法上の違法が認められます。

初めから文書を作成せず、また廃棄した行為は、原告らが任命拒否された理由を知る機会を永久に奪い、国民の知る権利を完全に喪失させるという点で、権利侵害の度合いは著しく高いと言えます。

この場合でも、原告ら一人につき少なくとも1万円の慰謝料が相当です。

以上